

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年12月19日（平成28年（行情）諮問第725号）

答申日：平成29年4月13日（平成29年度（行情）答申第6号）

事件名：内局等で使用している（使用していた）受領書記入要領と審理辞退届
記入要領の合体版のようなものの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる2文書のうち文書2（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

文書1 海幕で使用している（していた）受領書記入要領と審理辞退届
記入要領の合体版

文書2 内局・陸幕・空幕で使用している（していた）文書1のような
もの

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月3日付け防官文第10803号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 本件開示決定においては、文書の特定が誤っている可能性があり、もし誤っているとすれば、文書の再特定及び開示決定を求める。以下、文書の特定が誤っている可能性があると考え理由を述べる。

イ 本件で開示を請求している文書は、懲戒手続における、被疑事実通知書受領書記入要領と審理辞退届記入要領の合体版である。

懲戒手続においては、被疑者には審理を受ける権利がある。被疑者が審理を辞退した場合に、例外的に審理を行わないことができる。しかし、海上自衛隊においては、被疑事実通知と同時に審理を辞退させる慣行が行われてきた。そのため、被疑事実通知に審理辞退届が同封され、さらに前者の受領書の記入要領と後者の記入要領の合体版が同封されるということが行われてきた。審理は行われるのが原則である以上、被疑事実通知書の受領書の記入と審理辞退届の記入には時間差があるのが原則であるが、海上自衛隊においては原則と例外が逆転していたため、両者が同時に記入されることを前提に、

文書1が作成されていたのである。

しかし、被疑事実通知に審理辞退届が同封され、さらに文書1が同封されれば、被疑者は「審理を直ちに辞退しろ」と言われているような心理的圧迫を感じかねない。この点に関しては、平成27年1月8日、ある元被疑者から海幕サービス室長に改善が要望され、海幕サービス室長は改善を約束したはずである。にもかかわらず、文書1が現存しているのはおかしいのではないか。仮に改善がなされていれば、本件開示請求に対する応答は「文書不存在により不開示」となるはずであるが、開示がなされたということは、改善がなされていないということなのか。あるいは、本件開示文書は、平成27年1月7日以前のものなのか。

ウ また、被疑事実通知書への同受領書と審理辞退届の同封、さらには文書1の同封が正しいやり方・適切なやり方なのだとすれば、内局や他幕でも同じことをやっていそうなものである。内局や他幕にも本件対象文書があるのではないか。

(2) 意見書

ア 自衛隊法46条に規定する懲戒処分を行う場合の手続については、自衛隊法施行規則（以下「施行規則」という。）及び「懲戒手続に関する訓令」（昭和29年防衛庁訓令第11号。以下「訓令」という。）に定めがあり、懲戒権者は、規律違反の疑いのある隊員の規律違反の事実の調査の結果、規律違反の事実があると認めるときは、当該事案につき審理を行わなければならない（施行規則71条）、審理を行おうとするときは、当該隊員に対し、規律違反の疑いがある事実を記載した書類（被疑事実通知書。訓令9条）を送達しなければならない（施行規則73条）。

施行規則85条は、規律違反の事実が明白で争う余地がない場合に審理を省略できる懲戒手続の特例を定めており、事務次官通達（「自衛隊法施行規則第85条（懲戒手続の特定）の規定に基づき審理を省略する場合の留意事項について（通達）」（防人服第809号。20.1.28。以下「通達」という。））は、同条の規定に基づき懲戒手続の審理を省略する場合の留意事項として、規律違反の疑いがある隊員に訓令9条に規定する被疑事実通知書を送達する際には、「審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面」を添付すること、当該書面は、当該隊員が明確に理解できる内容となるよう努めることとしている。

イ 海上幕僚監部においては、被疑者に被疑事実通知書を送付する際、審理辞退届のフォーマットと、審理辞退届の記入要領を同封している。これは「直ちに審理を辞退しろ」と言わんばかりである。また、被疑

事実通知書受領書の記入要領と、審理辞退届の記入要領は、1枚の紙に一体化されており、被疑事実通知と審理辞退が同時に行われるような慣行、すなわちまさに平成20年の次官通達が忌避し、戒めていた慣行が継続していたことが伺われる。

ウ この点については、諮問庁は平成27年度（行情）答申第224号（27.7.23）において、「審理辞退届の書式及び記入要領の同封を指示したのは関連する文書を一括送付することにより、対象者が懲戒手続の全体の流れを把握でき、手続に必要な書類も確認することができる上、発送及び受領の手続が一度で完了し、双方に負担が少なく誤送付等のおそれを軽減できると考えた」からだと説明している。しかしもしそうだとすれば、全省において（すなわち海上幕僚監部のみならず、内部部局・陸上幕僚監部・航空幕僚監部においても）本件対象文書を作成し、同封すればいいのではないか。

なお、諮問庁は、平成27年度（行情）答申第224号（27.7.23）において、同時送付が「良いことづくめ」であるかのように言っているが、被疑者に審理辞退のプレッシャーを与えかねない、被疑者が審理について理解する前に審理を辞退しかねない、被疑者に不快感を与えかねないといった欠点もある（現に、特定事件公益通報者に被疑事実通知書が送付された際には、被疑事実通知書に審理辞退届と記入要領が同封された一方で、審理の意義・内容について説明する文書は同封されず、被疑者は極めて不愉快な思いをした。これについて当時の海幕サービス室長は「後から説明するつもりだった」などと言いつつしているが、平成20年の次官通達によれば、被疑事実通知と審理についての説明は同時でなければならず、「後から」では遅いのである。）

エ あるいは諮問庁（防衛省内部部局）は、「平成20年の次官通達の運用方法については、各幕僚監部に任せている」などと言うかもしれない。しかし、逆に海上幕僚監部だけが異なったやり方をする、積極的理由があるのか。「関連する文書を一括送付することにより、対象者が懲戒手続の全体の流れを把握でき、手続に必要な書類も確認することができる上、発送及び受領の手続が一度で完了し、双方に負担が少なく誤送付等のおそれを軽減できる」という事情は、海幕のみにあり、内局や他幕には無いのか。防衛省内部部局は、通達の運用を各幕に「丸投げ」するのではなく、内部部局と各幕で異なる事情が認められない事項については全省で統一的に行い、各幕固有の事情が認められる事項についてのみ各幕に委任するようにすべきではないのか。

オ まとめると、

① 海上幕僚監部においては、被疑事実通知と審理辞退が同時に行

われるような慣行，すなわちまさに平成20年の次官通達が忌避し，戒めていた慣行が継続しており，それを前提として文書1が作られていた。

② 文書1が，審査請求人の推測するような理由だけではなく，諮問庁が説明するような理由で作成されていたとすれば，内局や他幕にも本件対象文書があるはずである。

③ 「海幕でのみ平成20年の次官通達に反する慣行が継続していたので，内局や他幕には本件対象文書はない。従って，諮問庁の原処分は結論において妥当である。」というのであれば，まだ納得できるが，諮問庁の説明では到底理解できない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，文書1及び文書2（本件対象文書）の開示を求めるものであり，文書1に該当する行政文書として，「受領書記入要領及び審理辞退届記入要領」（以下「本件文書」という。）を特定するとともに，本件対象文書については不存在のため，法9条1項の規定に基づき，平成28年6月3日付け防官文第10803号により，本件文書を開示し，本件対象文書を不開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については，内部部局，陸上幕僚監部及び航空幕僚監部の関係部署において，机，書庫及びパソコン内のデータを探索したが，保有を確認することができず，関係職員にも聴き取りを行ったが，その作成及び取得を確認することができなかったことから，不存在につき不開示としたものである。

また，本件審査請求を受け，念のために再度同様の探索を行ったが，本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は，被疑事実通知書への同受領書と審理辞退届の同封，さらには文書1の同封が正しいやり方・適切なやり方なのだとすれば，内局や他幕でも同じことをやっていそうであり，本件対象文書があるはずである旨主張するが，上記2のとおり本件対象文書については，関係職員からの聴き取りも含め所要の探索を行ったにもかかわらずその作成及び取得を確認できなかったことから不開示としたものであり，審査請求人の主張には理由がなく，原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

① 平成28年12月19日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 平成29年1月26日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年3月21日 審議
- ⑤ 同年4月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書2である。

諮問庁は、本件対象文書を作成しておらず不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 自衛隊法（昭和29年法律第165号）46条に規定する懲戒処分の手続については、訓令（懲戒手続に関する訓令）に規定され、さらに手続の詳細等について、海上幕僚監部では懲戒処分手引書（海上幕僚監部人事教育部）、陸上幕僚監部及び航空幕僚監部では、それぞれ、懲戒手続の手引（陸上幕僚監部人事部）及び懲戒業務の参考（航空幕僚監部補任課）（以下、順に「陸幕手引書」及び「空幕手引書」という。）を作成している。

なお、内部部局では、懲戒処分の手続において訓令の規定で十分との判断から、各幕僚監部が作成している手引書に該当するものは作成していない。

イ 海上幕僚監部においては、審査請求人が意見書で言及している特定事件の被疑者に被疑事実通知書を送付する際に、補任課サービス長が「関連する文書を一括送付することにより、対象者が懲戒手続の全体の流れを把握でき、手続に必要な書類も確認することができる上、発送及び受領の手続が一度で完了し、双方に負担が少なく誤送付等のおそれを軽減できると考えた」（平成27年度（行情）答申第224号に際しての諮問庁の説明）ため、審理辞退届の書式及び記入要領を同封する対応がなされていた。その際、同封された記入要領は本件文書であったため、文書1に該当する文書としてこれを特定した。

ウ 内部部局の関係部署に確認したところ、内部部局においては審理辞退届の記入要領は作成しておらず、被疑事実通知書及び審理辞退届の書式を送付するときは、審理辞退届の記入要領につき、必要に応じて口頭で説明しているのみとのことであり、本件対象文書の作成及び取得を確認することはできなかった。

エ 陸上幕僚監部及び航空幕僚監部の関係部署に確認したところ、陸上幕僚監部及び航空幕僚監部において被疑事実通知書受領書及び審理辞退届の書式を送付するときは、陸幕手引書又は空幕手引書に掲載され

ている被疑事実通知書の受領書の記載例及び審理辞退届の様式をそれぞれの記入要領を説明するものとして必要に応じて同封しているとのことであり、本件対象文書の作成及び取得を確認することはできなかった。

- (2) 諮問庁から訓令、陸幕手引書及び空幕手引書の提示を受けて確認したところ、訓令において審理辞退届の様式が、また、各手引書において被疑事実通知書の受領書の記載例及び審理辞退届の様式がそれぞれ掲載されていることが認められる。

被疑事実通知書の受領書及び審理辞退届に記入が求められる事項が比較的平易なものであることを踏まえると、内部部局、陸上幕僚監部及び航空幕僚監部では本件対象文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)ウ及びエの説明は、不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久